

「2017年 LEC社労士ファイナル模試」から

第49回社労士試験【択一式】厚生年金保険法〔問3〕ウ肢の出題が **論点的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU17731 p.40]

<ファイナル模試 択一式 厚生年金保険法
問6-D>

D 障害手当金の額が、障害等級2級の障害基礎年金の額(子の加算額を除く)に4分の3を乗じて得た額に2を乗じて得た額に満たないときは、当該額が障害手当金の額とされる。

(解答 ○ 法57条ただし書)

本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題
【択一式】 厚生年金保険法 【問3-ウ】

ウ 障害手当金の額は、厚生年金保険法第50条第1項の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額であるが、その額が障害等級2級に該当する者に支給する障害基礎年金の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該額が障害手当金の額とされる。

(解答 ○)

的中!